

(電子メール施行)

薬 第 80 号
令和8年4月21日

一般社団法人宮城県薬剤師会会長 殿
一般社団法人日本保険薬局協会御担当者 殿
一般社団法人宮城県病院薬剤師会会長 殿
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会宮城県支部長 殿

宮城県保健福祉部長
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）等の一部改正（令和8年5月1日施行）に伴う運用等について（通知）

本県の薬務行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、下記のとおり運用することとしましたので御承知いただくとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）等の一部改正（令和8年5月1日施行）に係る指定濫用防止医薬品の概要について、パンフレットを作成しましたので、貴会員に周知について御配慮願います。

記

- 1 指定濫用防止医薬品の陳列場所等は、「構造設備の主要部分」に該当することから、新たに指定濫用防止医薬品の陳列設備等を設けた場合には、「医薬品医療機器等法」(昭和35年法律第145号)に基づき変更届を30日以内に管轄の保健所に届け出る必要があること。
- 2 要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く）の販売方法として、特定販売を行うことが可能になったことから、要指導医薬品の特定販売を行う場合には、これまで特定販売を行っていた薬局を含め、あらかじめ変更届を管轄保健所に届け出る必要があること。

(参考)

宮城県保健福祉部薬務課ホームページ変更届 URL

薬局開設者用

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/henkou.html>

店舗販売業者用

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/tenpohenkou.html>

厚生労働省新着通知

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/newindex.html>

- 医政局

https://www.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/newindex.html#tu_2

- 医薬局

https://www.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/newindex.html#tu_4

薬務課監視麻薬班 高橋

TEL 022-211-2653

E-Mail yakumu-k@pref.miyagi.lg.jp